

**雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
案要綱(育児休業給付におけるみなし被保険
者期間の計算方法の特例)**

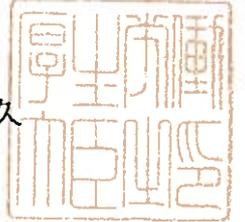
厚生労働省発職0621第2号

令和3年6月21日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

雇用保険法第六十一条の七第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を開始した日によることが適当でない」と認められるものとして厚生労働省令で定める理由及び当該理由に応じて厚生労働省令で定める日は、次のいずれかに掲げる理由及び当該理由の区分に応じて定める日とすること。

(一) 育児休業の申出に係る子について、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を開始する日前に当該子を出生したこと 当該子を出生した日の翌日

(二) 育児休業の申出に係る子について、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業をしたこと 当該先行する休業を開始した日

第二 その他

一 この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行すること。

- 二 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこと。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。